

大阪府 大阪市公報

発行所
 大阪市役所
 大阪市北区中之島 1-3-20
 電話 06-6208-7444

目 次

| | |
|---|----|
| 規 則 | |
| 大阪市立環境科学研究所事務分掌規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 企業管理規程 | |
| 職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程の一部を改正する規程 | 3 |
| 告 示 | |
| 街区の区域変更 | 4 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告 | 5 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 | 6 |
| 認定特定非営利活動法人の認定に関する公示 | 8 |
| 仮認定特定非営利活動法人の仮認定に関する公示 | 9 |
| 大阪市立鶴見区民センターの臨時休館の承認 | 10 |
| 平成 25・26 年度における工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（測量・建設コンサルタント等及び政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る入札参加資格審査の申請の方法 | 10 |
| 開発行為に関する工事の完了 | 19 |
| 開発行為に関する工事の完了 | 20 |
| 開発行為に関する工事の完了 | 21 |
| 開発行為に関する工事の完了 | 22 |
| 開発行為に関する工事の完了 | 22 |
| 大阪市立姫島こども園の臨時休館の承認 | 23 |
| 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し | 23 |
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し | 24 |
| 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し | 24 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の全部指定解除 | 24 |
| 放置自動車の処理 | 26 |
| 平成 22 年大阪市告示第 284 号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部改正 | 26 |
| 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立我孫子町駅自転車駐車場） | 27 |

| | |
|---|----|
| 指定管理者の指定の申請に関する公告（第3突堤北港湾労働者 休憩所ほか4施設） | 30 |
| 大阪市立此花図書館ほか7館の臨時休館 | 33 |
| 大阪市立城東図書館の臨時休館 | 33 |
| 大阪市区選挙管理委員会規程の一部改正 | 34 |
| 大阪市区選挙執行本部規程の一部改正 | 34 |
| 公 告 | |
| 一般競争入札の執行（古紙・衣類の売払い） | 35 |
| 一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い） | 39 |
| 一般競争入札の執行（中古小型貨物自動車（キャブオーバー） 等の売払い） | 42 |
| 達 | |
| 大阪市事務専決規程の一部改正 | 46 |

公布された規則のあらまし

大阪市立環境科学研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 市立環境科学研究所に独立行政法人化担当課長及び業務統合担当課長を新設することにしました。
- この規則は、平成24年11月1日から施行することにしました。
(平成24年大阪市規則第231号 人事室人事課)

公布された規程のあらまし

職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程の一部を改正する規程

- 大阪市交通局公文書管理規程の一部改正について、規定を整備することにしました。
- この規程は、公布の日（平成24年10月22日）から施行し、この規程による改正後の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程の規定は、平成24年8月1日から適用することにしました。
(平成24年大阪市交通事業管理規程第62号 交通局総務部総務課)

規 則

大阪市立環境科学研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

平成24年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第231号

大阪市立環境科学研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市立環境科学研究所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第7号）の一部を次のように改正する。

「独立行政法人化担当課長

別表中「微生物保健担当課長」を 業務統合担当課長 に改める。

微生物保健担当課長 」

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

（平24.10.25揭示済）

企業管理規程

職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年10月22日

大阪市交通局長 藤本 昌信

大阪市交通事業管理規程第62号

職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程の一部を改正する規程

職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程（平成24年大阪市交通事業管理規程第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鉄道事業本部事業監理課」を「鉄道事業本部事業監理課及び」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の職制改正に伴う関係規程の整備に関する規程の規定は、平成24年8月1日から適用する。

（平24.10.22揭示済）

告 示

大阪市告示第1303号

大阪市住居表示条例（昭和40年大阪市条例第4号）第2条の規定に基づき、
淀川区における街区の区域変更を次のとおり行う。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 街区の区域変更

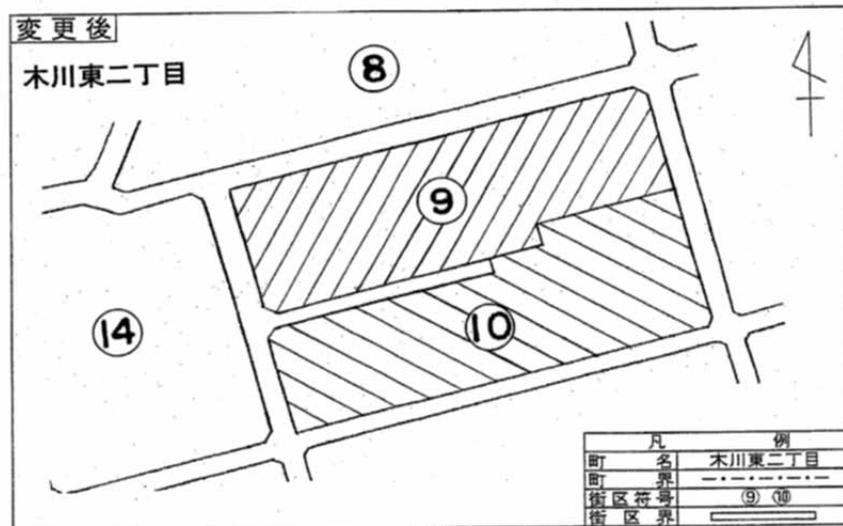
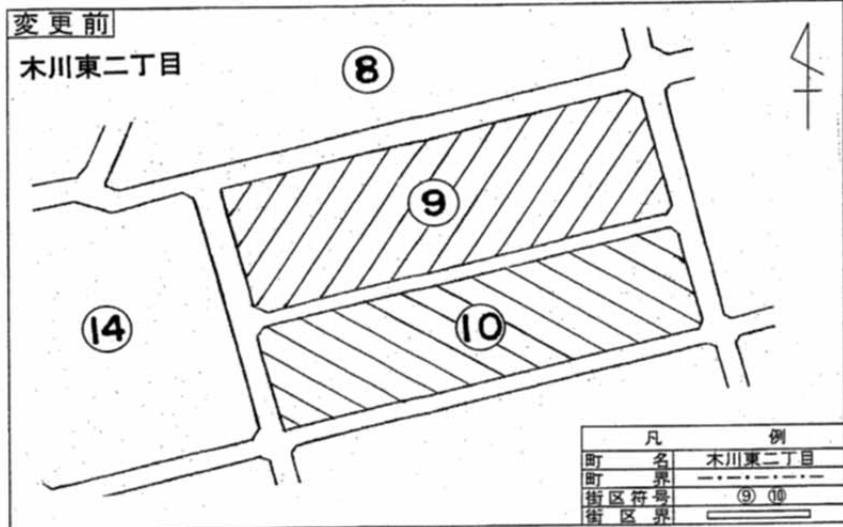
淀川区木川東二丁目9番及び10番街区の区域を変更する。

（別図のとおり）

2 実施期日

告示の日

別 図



(市民局市民部区政課)

大阪市告示第1304号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

| | | |
|---------------------------------|------------|--|
| 申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項 | 申請のあった年月日 | 平成24年10月12日 |
| | 名 称 | NPO法人できる貯金計画 |
| | 代表者の氏名 | 奥野 翠 |
| | 主たる事務所の所在地 | 大阪市淀川区木川西1丁目9番25-501号 |
| | 定款に記載された目的 | この法人は府民及び一般市民の方々に 対し社会保障制度や生活にかかわるお 金に対する知識を伝えるセミナーを通 して、地域や社会福祉への貢献に関す る事業を行い、住みよい地域環境作り、 地域福祉への理解促進に寄与するこ とを目的とする。 |
| | 申請のあった年月日 | 平成24年10月15日 |
| | 名 称 | NPO法人介護者サロン ハンド・イ ン・ハンド |
| | 代表者の氏名 | 山田 通 |
| | 主たる事務所の所在地 | 大阪市西淀川区御幣島2丁目5番27号 |
| | 定款に記載された目的 | この法人は、介護者相互の助け合いの 機会を提供する事に努め、広く市民や 団体、事務所などに対して社会福祉に 関する啓発活動をおこない、それらの 善意を結集して社会福祉事業に提供す るなどの活動をもとに社会福祉の基盤 整備をすすめ、もって国民の福祉の発 展に寄与することを目的とする。 |

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1305号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

| | | |
|--|-----------|-------------------|
| | 申請のあった年月日 | 平成24年10月10日 |
| | 名 称 | 特定非営利活動法人地球環境と大気汚 |

| | | |
|---------------------------------|------------|---|
| 申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項 | | 染を考える全国市民会議 |
| | 代表者の氏名 | 山村 恒年 |
| | 主たる事務所の所在地 | 大阪府中央区内本町2丁目1番19内本町松屋ビル10-470 |
| | 定款に記載された目的 | 本法人は、地域および地球規模の環境問題についての研究・交流・提言を行うとともに、海外NGOとの連帯などの活動を行うことを目的とする。 |
| | 申請のあった年月日 | 平成24年10月10日 |
| | 名 称 | 特定非営利活動法人アイシテイルーム |
| | 代表者の氏名 | 工藤 勝健 |
| | 主たる事務所の所在地 | 大阪府港区弁天1丁目6番17-102号 |
| | 定款に記載された目的 | この法人は、さまざまな障害のある人々を含め、だれもが安全に安心して暮らせる地域づくりを進め、利用者が当たり前の権利を行使できるよう人権の擁護を推進し、利用者に対して心のケア・生活面・自立心の奮起等を支援することにより、日常生活の充実を図る。また一人でも多くの人に興味や関心を寄せてもらい、節度ある質の高い介護・介助・看護のできる人の輪（ネットワーク）を広げる。これらをもって、公共の福祉に寄与することを目的とする。 |
| | 申請のあった年月日 | 平成24年10月11日 |
| | 名 称 | 特定非営利活動法人フロンティア |
| | 代表者の氏名 | 岩井 二郎 |
| | 主たる事務所の所在地 | 大阪府平野区平野西6丁目3番8号 |
| | 定款に記載された目的 | この法人は、多様な福祉サービスをその利用者の意向を尊重して総合的に提供し、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援する。また、地域における福祉団体等の支援を行うことにより、地域福祉の質の向上を図る。そして知的障害者をはじめ就労困難者に対して、職業訓練等とおして雇用・就労の機会を促進し、地 |

| | |
|------------|--|
| | 域の人・高齢者・障害者・就労困難者等の交流の場を提供することを通じて地域コミュニティを創出する努力を行うこと等により、社会参加と福祉の推進に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成24年10月11日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人ぱんの木 |
| 代表者の氏名 | 下山 萬里子 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市城東区放出西3丁目13番7-308号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、知的障害者（児）全てに対して、支援を行うことにより、知的障害者（児）及びその家族の方々により高い幸福な生活を営めるように寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成24年10月15日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人オレンジコンパス |
| 代表者の氏名 | 生田 博道 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市大正区三軒家西1丁目4番21号 サンクライムハイツ1階 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合って、障害者（児）、高齢者の介護等に関する事業を行うことにより、もって地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。 |

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1306号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）として認定したので、同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 名 称 | NPO法人日越関西友好協会 |
| 代表者の氏名 | 和田 貞夫 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府中央区博労町1丁目4番10号 エステート博労町ビル302号室 |

| | |
|------------|--|
| 定款に記載された目的 | この法人は、日本とベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）両国民の交流を通じて相互理解を深めるための事業を行うことにより、両国の繁栄と発展に寄与するとともに、アジア及び世界の平和に貢献することを目的とする。 |
| 認定の有効期間 | 自平成24年9月20日 至平成29年9月19日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人日本救援衣料センター |
| 代表者の氏名 | 春日 和夫 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市中央区安土町1丁目4番9号 新船場ビル |
| 定款に記載された目的 | この法人は「世界の衣料困窮者に愛の中古衣料を送ろう」をスローガンに掲げ世界の発展途上国との国際交流を深め、民間レベルでの友好促進を図ると共に、リサイクルによる資源の有効活用を図ることを目的とする。 |
| 認定の有効期間 | 自平成24年10月17日 至平成29年10月16日 |

（市民局市民部地域活動課）

大阪市告示第1307号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定による、仮認定特定非営利活動法人（仮認定NPO法人）として仮認定したので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

| | |
|------------|---|
| 名 称 | 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 |
| 代表者の氏名 | 榎 彰徳 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市中央区石町1丁目1番1号 天満橋千代田ビル |
| 定款に記載された目的 | この法人は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の未然もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。 |

認定の有効期間

自平成24年9月20日
至平成27年9月19日

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1308号

大阪市立鶴見区民センターは、電気設備点検のため、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、平成25年3月25日（月）に臨時休館することを承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1309号

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第8条に定める、平成25・26年度における工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（測量・建設コンサルタント等及び政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の定期申請における資格審査の申請方法は次のとおりとする。

なお、随時申請における資格審査の申請方法は、別途、告示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

第1 資格審査の申請時期及び方法（定期申請）

工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、業者登録システム（本市が行う入札参加資格審査に関する事務を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札参加資格審査の申請（以下「システム申請」という。）を行わなければならない。

なお、新規申請の者は、上記の手続き後、第2に掲げる書類を提出しなければならない。

1 申請時期

| | 申請期間 | 承認年月日 |
|------------|--------------------------------|-----------|
| 工事請負 | 平成24年11月16日から 平成24年12月14日まで | 平成25年4月1日 |
| 物品供給等・業務委託 | 平成24年11月16日から 平成25年2月28日まで | |

ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。

2 申請方法

次のホームページアドレスから申請期間内（ただし、申請時間は午前9時から午後5時30分までとする。）に行わなければならない。

ホームページアドレス <http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

また、新規申請の者は、次の提出期限及び送付先までに第2に掲げる提出書類を送付しなければならない。

| | 申請書類提出期限（必着） |
|------------|--------------|
| 工事請負 | 平成24年12月26日 |
| 物品供給等・業務委託 | 平成25年3月7日 |

送付先 〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1 - 1300号

工事請負

大阪市契約管財局契約部工事契約担当

物品供給等・業務委託

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当

第2 提出書類（新規申請のみ）

- 1 使用印鑑届（入札・見積、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑を届けるもの）
- 2 印鑑証明書及び印鑑登録証明書（法人にあっては代表者、個人にあっては本人のもの。申請日より3か月以内に発行されたもの）
- 3 営業所所在地等報告書（工事請負のみ）

第3 有資格者への通知及び公表

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた申請者に対しては、平成25年4月1日に、入札参加資格の承認を業者登録システムにより通知するとともに大阪市電子調達システムホームページ上で公表する。

第4 承認期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日までとする。

登 録 種 目

「工事請負」関係

| 登 録 種 目 | | | | | | | |
|---------|---------------------|-----|--------------------|-----|----------|-----|--------|
| 010 | 土木一式工事 | 070 | 屋根工事 | 140 | しゅんせつ工事 | 220 | 電気通信工事 |
| 011 | プレストレスト コンクリート工事 | 080 | 電気工事 | 150 | 板金工事 | 230 | 造園工事 |
| 020 | 建築一式工事 | 090 | 管工事 | 160 | ガラス工事 | 240 | さく井工事 |
| 030 | 大工工事 | 100 | タイル・れんが・ ブロック工事 | 170 | 塗装工事 | 250 | 建具工事 |
| 040 | 左官工事 | 110 | 鋼構造物工事 | 180 | 防水工事 | 260 | 水道施設工事 |
| 050 | とび・土工・ コンクリート工事 | 111 | 鋼橋上部工事 | 190 | 内装仕上工事 | 270 | 消防施設工事 |
| 051 | 法面処理工事 | 120 | 鉄筋工事 | 200 | 機械器具設置工事 | 280 | 清掃施設工事 |
| 060 | 石工事 | 130 | 舗装工事 | 210 | 熱絶縁工事 | | |

| 希 望 種 目 | |
|---------|------------|
| 01 | 土木工事 |
| 02 | 建築工事 |
| | A 建築工事 |
| | B プレハブ工事 |
| | C 解体工事 |
| 03 | 舗装工事 |
| 04 | 電気工事 |
| 05 | 給排水衛生冷暖房工事 |
| 06 | 造園工事 |
| 07 | 橋梁・鋼管工事 |
| | A 鋼桁工事 |
| | B ピーシー桁工事 |
| | C 鋼管工事 |
| 08 | しゅんせつ工事 |
| 09 | 諸設備工事 |
| | A 昇降機設置工事 |
| | B 上下水道施設工事 |
| | C 清掃施設工事 |
| | D 機械器具設置工事 |
| | E 消防施設工事 |
| 10 | 電気通信工事 |
| 11 | 塗装・防水工事 |
| | A 塗装工事 |
| | B 防水工事 |
| 12 | たたみ工事 |

| | | | |
|----|----------------|---|-------------------|
| 13 | とび・土工・コンクリート工事 | A | 交通安全施設工事 |
| | | B | 防球ネットフェンス工事 |
| | | C | サイン工事 |
| | | D | 遊具工事 |
| | | E | その他とび・土工・コンクリート工事 |
| 14 | 特殊工事 | A | 体育施設工事 |
| | | B | 管更生工事 |
| | | C | テント工事 |
| | | D | 石工事 |
| | | E | 噴水・流れ設備工事 |
| | | F | 築炉工事 |
| | | G | 水門・門扉工事 |
| | | H | レール溶接工事 |
| | | I | 土木構造物補修・ライニング工事 |
| | | J | 熱絶縁工事 |
| | | K | さく井工事 |
| | | L | 建具工事 |
| 15 | その他工事 | A | 大工工事 |
| | | B | 左官工事 |
| | | C | 屋根工事 |
| | | D | タイル・れんが・ブロック工事 |
| | | E | 鋼構造物工事 |
| | | F | 鉄筋工事 |
| | | G | 板金工事 |
| | | H | ガラス工事 |
| | | I | 内装仕上工事 |

「物品供給等」関係

| 登 録 | | 種 目 | | | | | |
|-----|---------|-----|-------|----|-------|----|-----|
| 01 | 事務用品・機器 | 17 | テント | 33 | 石油類 | 48 | 運動具 |
| 02 | 用紙 | 18 | タオル | 34 | 高圧ガス | 49 | 楽器 |
| 03 | 封筒 | 19 | 産業用機器 | 35 | 自動車販売 | 50 | 模型 |
| 04 | 印章品 | 21 | 建設用機器 | 36 | 自動車用品 | 51 | 図書 |

| | | | |
|-----------|--------------|------------------|------------|
| 05 活平版 | 22 農業用機器 | 37 自動車修理 | 52 道路標識 |
| 06 軽印刷 | 23 家庭用電気機器 | 38 自転車・雑車 | 53 看板 |
| 07 フォーム印刷 | 24 通信用機器 | 39 船舶・航空機 ・鉄道 | 54 銘板 |
| 08 特殊印刷 | 25 視聴覚機器 | 40 木材 | 55 旗類 |
| 09 製本 | 26 O A 機器・用品 | 41 石類 | 56 日用品類 |
| 10 青写真 | 27 医療用機器 | 42 金属類 | 57 贈答用品 |
| 11 家具 | 28 理化学機器 | 43 造園材料 | 58 百貨店・商社 |
| 12 室内装飾 | 29 医薬品 | 44 簡易建物 | 59 消防・防災用品 |
| 14 舞台装置 | 30 工業薬品 | 45 その他材料 | 60 食糧品 |
| 15 服類 | 31 業務用厨房機器 | 46 学校教材具 | 61 福祉用品・機器 |
| 16 寝具 | 32 写真 | 47 黒板 | |

「業務委託」関係

| 登録種目 | | |
|--------------|--------------|--------------------|
| 大分類 | 中分類 | 小分類 |
| 01 建物等各種施設管理 | 01 建物等清掃 | 01 庁舎清掃 |
| | | 02 病院清掃 |
| | | 03 室内環境測定 |
| | | 04 その他清掃 |
| | 02 機械設備等保守点検 | 01 電気設備 |
| | | 02 自家用電気工作物保安管理 |
| | | 03 冷凍設備 |
| | | 04 空調・冷暖房・換気設備 |
| | | 05 エレベータ設備 |
| | | 06 エスカレータ設備 |
| | | 07 道路トンネル附帯設備 |
| | | 08 屋外照明灯設備（街灯設備含む） |

| | | |
|----|--------------|-------------------------|
| | | 09 信号設備 |
| | | 10 ポンプ設備（道路排水、小規模プール含む） |
| | | 11 燻蒸設備点検 |
| | | 12 定温設備点検 |
| | | 13 港湾標識灯点検 |
| | | 14 その他設備 |
| 03 | 通信設備保守点検 | 01 電話交換機 |
| | | 02 その他通信設備 |
| 04 | 消防設備保守点検 | 01 火災報知機・消火設備・避難用設備等 |
| 05 | 附帯設備保守点検 | 01 屋外タンク貯蔵所等 |
| | | 01 大気測定機器 |
| 06 | 環境関係測定機器保守点検 | 02 水質測定機器 |
| | | 03 その他環境関係測定機器 |
| | | 01 浄化槽清掃 |
| 07 | 浄化槽清掃・点検 | 02 浄化槽点検 |
| | | 03 汚水処理施設保守点検 |
| 08 | 貯水槽清掃・点検 | 01 貯水槽清掃・点検 |
| 09 | ボイラー清掃 | 01 ボイラー清掃 |
| | | 01 舗装道機械清掃 |
| 10 | 土木施設清掃・除草 | 02 雨水排水施設機械清掃 |
| | | 03 土木施設維持管理業務 |
| | | 04 海面・水面清掃 |
| 11 | 公園清掃 | 01 公園 |
| | | 02 便所 |
| 12 | 土木施設管理 | 01 下水管・雨水管調査 |
| | | 01 浄水場内特殊施設 |
| 13 | 上工水道施設管理 | 02 水道管路施設 |
| | | 03 その他上工水道施設 |
| | | 01 除草・草刈 |
| 14 | 植物管理 | 02 草地管理 |
| | | 03 樹木管理 |
| | | 04 草花管理 |
| | | 05 チップ堆肥化 |
| 15 | 害虫等駆除 | 01 建物（ねずみ・衛生害虫等駆除） |
| | | 02 樹木 |
| | | 03 鳥害虫等駆除 |

| | | | |
|-----------------------------------|-------------|----------------------|-------------|
| | 16 廃棄物処理 | 01 一般廃棄物（収集・運搬） | |
| | | 02 一般廃棄物（処分） | |
| | | 03 産業廃棄物（収集・運搬） | |
| | | 04 産業廃棄物（処分） | |
| | | 05 特別管理産業廃棄物（収集・運搬） | |
| | | 06 特別管理産業廃棄物（処分） | |
| | | 07 その他廃棄物処理 | |
| | 17 警備 | 01 施設警備 | |
| | | 02 機械警備 | |
| | | 03 その他警備 | |
| | 18 受付・案内 | 01 受付（庁舎・施設） | |
| | | 02 電話交換 | |
| | | 03 駐車場管理・運営（警備業法適用外） | |
| 04 その他受付・案内 | | | |
| 02 機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む。） | 01 施設保守点検整備 | 01 上工水道施設保守点検 | |
| | | 02 下水道施設保守点検 | |
| | | 03 大規模ポンプ施設保守点検 | |
| | | 04 中小規模ポンプ施設保守点検 | |
| | | 05 河川浄化施設保守点検 | |
| | | 06 共同溝施設保守点検 | |
| | | 07 水門等施設保守点検 | |
| | | 08 天井クレーン施設保守点検 | |
| | | 09 その他保守点検整備 | |
| | 02 船舶等保守点検 | 01 船舶等保守点検 | |
| | 03 施設運転操作管理 | 01 電気設備等運転操作管理 | |
| | | 02 空調等設備運転操作管理 | |
| | | 03 上工水道施設運転操作管理 | |
| | | 04 防災監視 | |
| | | 05 下水道施設運転操作管理 | |
| | | 06 その他運転操作管理 | |
| | 03 運搬請負 | 01 運搬・保管 | 01 事務所移転 |
| | | | 02 美術品・楽器運搬 |
| | | | 03 土砂運搬 |
| | | | 04 保管 |
| | | 02 運行代行 | 01 一般貨物輸送 |
| | | | 02 海上輸送 |
| | | | 03 その他運行代行 |

| | | | |
|---------------------|-------------|----------------------------|-------------------|
| | | 03 梱包・発送 | 01 梱包作業 |
| | | | 02 ダイレクトメール |
| | | | 03 宅配便 |
| | | | 04 その他梱包・発送 |
| 04 映画等制作・広告・催事、印刷 | 01 映画・ビデオ制作 | | 01 映画・ビデオ等 |
| | | | 01 総合広告代行 |
| | | | 02 各種広告企画 |
| | | | 03 ホームページ作成 |
| | 02 広告代行 | | 01 総合イベント |
| | | | 02 イベント企画 |
| | | | 03 会場設営 |
| | | | 04 展示・音響・舞台照明・操作等 |
| | 03 催事 | | 01 デザイン企画印刷 |
| | | | 02 マルチメディア企画・制作 |
| | | | 03 デザイン |
| | | | 04 展示物品等の製作 |
| | 04 印刷・デザイン | | 01 図面製作 |
| | | | 02 地図製作 |
| | | | 03 案内図作成 |
| | | | 04 その他図面製作 |
| 05 図面製作 | 01 図面製作 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 06 医療 | 01 医療事務 | 01 医療事務 | |
| 07 医療・理化学機器保守等 | 01 機器保守 | 01 医療・試験検査、理化学機器等保守 | |
| | 02 滅菌 | 01 医療器具等の滅菌 | |
| 08 給食・配膳 | 01 給食・配膳作業 | 01 病院給食 | |
| | | 02 学校給食 | |
| | | 03 食器洗浄 | |
| 09 環境調査・検査その他の調査・検査 | 01 環境調査・検査 | 01 計量証明事業に係る調査・検査 | |
| | 02 土壌汚染状況調査 | 01 土壌汚染対策法に基づく調査 | |
| | | 02 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査 | |
| | 03 その他調査 | 01 その他環境に係る調査 | |
| | 04 その他検査 | | 01 理化学検査 |
| | | | 02 作業環境測定 |
| | | | 03 放射能測定 |
| | | | 04 臨床検査 |
| | | | 05 集団検診 |
| | | | 06 その他検査 |

| | | | |
|-------------|---------------|--------------------------|----------|
| 10 情報処理 | 01 情報処理 | 01 システム企画・開発 | |
| | | 02 システム運用・保守 | |
| | | 03 データ入力・作成 | |
| | | 04 情報処理サービス | |
| | | 05 システム監査 | |
| | | 06 その他情報処理 | |
| 11 クリーニング | 01 医療関連クリーニング | 01 基準寝具類 | |
| | | 02 基準寝具類以外の医療物品（白衣、手術衣等） | |
| | 02 その他クリーニング | 01 寝具 | |
| | | 02 その他クリーニング | |
| 12 賃貸 | 01 建物等賃貸 | 01 建物 | |
| | | 02 樹木 | |
| | 02 事務用品賃貸 | 01 機械器具 | |
| | | 02 情報処理用機器 | |
| | | 03 複写機（複写サービスを含む） | |
| | | 04 ファクシミリ | |
| | | 05 その他事務用品 | |
| | 03 医療機器賃貸 | 01 基準寝具等 | |
| | | 02 医療機器 | |
| | 04 自動車賃貸 | 01 自動車 | |
| | 05 その他の賃貸 | 01 その他賃貸 | |
| | 13 その他代行 | 01 旅行 | 01 旅行 |
| | | 02 翻訳・通訳 | 01 翻訳・通訳 |
| 03 速記 | | 01 速記 | |
| 04 動植物飼育 | | 01 動植物飼育 | |
| 05 楽器調律 | | 01 楽器調律 | |
| 06 図書等整理 | | 01 図書等整理 | |
| 07 人材派遣 | | 01 人材派遣 | |
| 08 筆耕・タイプ | | 01 筆耕・タイプ | |
| 09 研修 | | 01 研修 | |
| 10 採水 | | 01 採水 | |
| 11 土地家屋調査 | | 01 土地家屋調査 | |
| 12 不動産鑑定 | | 01 不動産鑑定 | |
| 13 託児業務 | | 01 託児業務 | |
| 14 放置車両確認事務 | | 01 放置車両確認事務 | |
| 15 電力供給・売買 | | 01 電力供給・売買 | |
| 16 電気通信事業 | | 01 電気通信事業 | |

| | | | |
|----|-----------------|----|-----------------|
| 17 | 各種施策研究・調査 | 01 | 各種施策研究・調査 |
| 18 | 災害対策 | 01 | 災害対策 |
| 19 | 建物・構造物各種調査 | 01 | 建物・構造物各種調査 |
| 20 | 損害保険 | 01 | 損害保険 |
| 21 | 繁華街等パトロール | 01 | 繁華街等パトロール |
| 22 | 患者等搬送 | 01 | 患者等搬送 |
| 23 | 試験問題作成 | 01 | 試験問題作成 |
| 24 | 各種施策執行・検査・運営等補助 | 01 | 各種施策執行・検査・運営等補助 |
| 25 | 森林管理 | 01 | 森林管理 |
| 26 | その他 | 01 | その他 |

(契約管財局契約部工事契約担当)

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第1310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年7月19日 大阪市指令計（開）第39号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東淀川区下新庄4丁目324番8、324番9の一部、324番10の一部、324番11、324番12

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島4丁目3番25号フジヒサFJ中之島ビル
株式会社 フジヒサFJ
代表取締役 久保 進

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘 要 |
|---------|---------|---------|-----|-------|---------------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 4.000m | 25.930m | 開発者 | 開発者 | すみ切り2ヶ所含む |
| 下水道 | D=150mm | 3.300m | 大阪市 | - | 集水ます型 インバート付 1カ所新設工 |

5 廃止された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|--------|-----|-------|------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 下水道 | D=200mm | 3.050m | 大阪市 | - | 集水ます 型 1カ所撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）



大阪市告示第1311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年8月27日 大阪市指令計（開）第42号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区諸口1丁目1100番22 乃至 1100番33、1100番35

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区横堤5丁目13番47号

株式会社 三和プランニング

代表取締役 山畠 敬右

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|---------|-----|-------|--------------------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 4.000m | 31.000m | 開発者 | 開発者 | すみ切り1ヶ所含む |
| 道路 | 4.000m | 6.060m | 開発者 | 開発者 | すみ切り1ヶ所含む |
| 下水道 | D=200mm | 4.150m | 大阪市 | - | 0号組立マンホール インバート付 1ヶ所 新設工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年7月24日 大阪市指令計（開）第43号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西成区出城2丁目5番2（第1工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市八雲東町1丁目22番2号1

富士林業株式会社

代表取締役 平山 実

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|---------|-----|-------|-------------------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 5.000m | 34.900m | 開発者 | 開発者 | すみ切り2ヵ所含む |
| 下水道 | D=150mm | 7.750m | 大阪市 | - | 0号組立マンホール インバート付1ヵ所 新設工 |
| 下水道 | D=150mm | 6.250m | 大阪市 | - | 集水ます型 インバート付1ヵ所 新設工 |

5 廃止された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|--------|-----|-------|-----|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 下水道 | D=150mm | 6.350m | 大阪市 | - | 撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年7月27日 大阪市指令計（開）第44号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東淀川区大桐5丁目115番1の一部、115番4の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市京阪本通2丁目7番8号ブランドール守口1階

株式会社フジヒサハウジング

代表取締役 久保トモ子

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|---------|-----|-------|----------------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 5.000m | 24.050m | 開発者 | 開発者 | すみ切り1ヶ所含む |
| 下水道 | D=150mm | 2.000m | 大阪市 | - | 集水ます 型 インバート付 1カ所新設工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年8月15日 大阪市指令計（開）第47号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市生野区巽中3丁目270番1、270番35、270番39、270番40

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南4丁目5番12号HP本社ビル

株式会社 ハウスプロデューサー
 代表取締役 安田 亮

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|---------|-----|-------|---------------------------|
| | 幅員(管径) | 延長 | | | |
| 道路 | 4.500m | 25.220m | 開発者 | 開発者 | すみ切り2ヶ所含む |
| 下水道 | D=200mm | 3.350m | 大阪市 | - | 集水ます型 インバート付 1ヶ所新設工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第1315号

次の施設について、大阪市立児童発達支援センター条例(平成17年大阪市条例第126号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

臨時休館

| 施設名 | 月日 |
|------------|---------------|
| 大阪市立姫島こども園 | 平成24年11月5日(月) |

(福祉局障害者施策部障害福祉課)



大阪市告示第1316号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第50条第1項第5号及び第6号の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により告示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

主たる事務所の名称および所在地 事業所の名称および所在地 指定取消年月日 サービスの種類 主たる対象者 事業所番号
 合同会社ベリー 大阪市西成区天神ノ森一丁目7番15号 訪問介護ベリー
 大阪市西成区天神ノ森一丁目4番2号岸里マンション101号室 平成24年10月31日 重度訪問介護 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者

2713301394

(福祉局障害者施策部運営指導課)

大阪市告示第1317号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により、次の指定
居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条第3号の規定に基づ
き公示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋下 徹

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称および所在地 | 指定取消年月日 |
|------------|--------------|---------|
|------------|--------------|---------|

| | | |
|---------|---|------------------|
| 合同会社ベリー | 訪問介護ベリー 大阪市西成区天神ノ森一丁目4番2号 岸里マンション101号室 | 平成24年10月31日 訪問介護 |
|---------|---|------------------|

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1318号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の9第1項の規定により、次の
指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、同法第115条の10第3
号の規定に基づき公示する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋下 徹

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称および所在地 | 指定取消年月日 |
|------------|--------------|---------|
|------------|--------------|---------|

| | | |
|---------|---|----------------------|
| 合同会社ベリー | 訪問介護ベリー 大阪市西成区天神ノ森一丁目4番2号 岸里マンション101号室 | 平成24年10月31日 介護予防訪問介護 |
|---------|---|----------------------|

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1319号

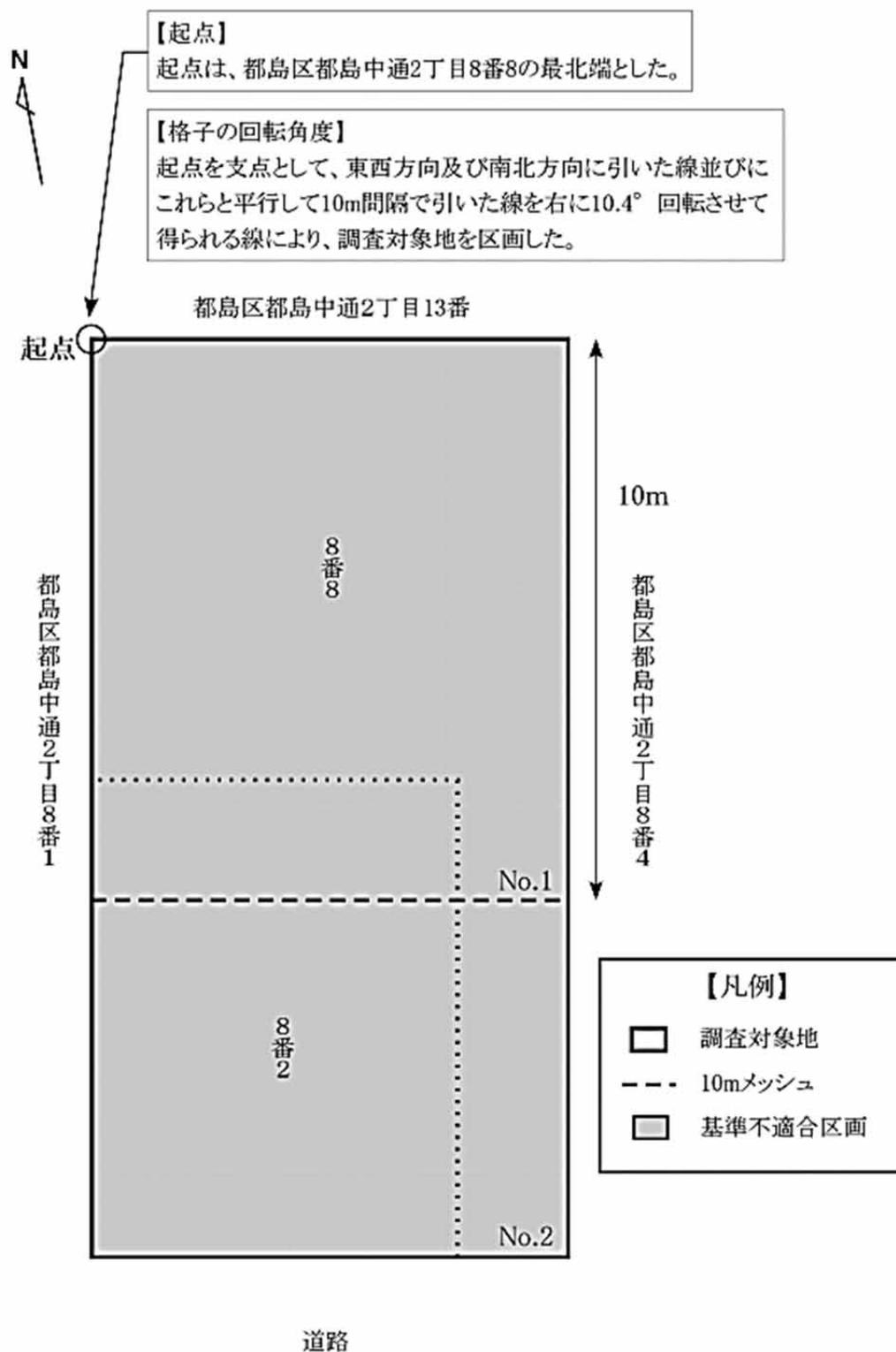
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、平成
24年大阪市告示第906号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当
該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以
下「形質変更時要届出区域」という。)の全部の指定を解除する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋下 徹

- 1 全部の指定を解除する形質変更時要届出区域
別図のとおり
(大阪市都島区都島中通2丁目8番2、8番8)
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称
シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1320号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年11月16日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類 | 場 所 |
|-----|--------------------|---------------|
| 1 | 自動二輪車 (ホンダ 緑色) | 港区弁天4丁目16番先 |
| 2 | 普通自動車 (ホンダ 銀色) | 港区市岡元町3丁目12番先 |
| 3 | 普通自動車 (ニッサン 青色) | 東淀川区西淡路6丁目2番先 |
| 4 | 普通自動車 (トヨタ 黒色) | 東淀川区西淡路6丁目2番先 |
| 5 | 普通自動車 (スズキ 黒色) | 東淀川区大桐2丁目8番先 |

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1321号

平成22年大阪市告示第284号(大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認)の一部を次のように改正する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (1) 自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中新大阪駅南駐車場の項を次のように改める。

| 区分 | 時間帯 | 一時駐車料金の額 | | |
|--------------|---------------------|-----------------------|-------|---|
| | | 受付時間内 | 受付時間外 | 上限料金 |
| 新大阪駅南 駐車場 | 午前7時から 午後11時まで | 総駐車時間30分ま でごとに200円 | | 1日当たり2,200円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつて は1,700円) |
| | 午後11時から翌 日午前7時まで | 総駐車時間60分ま でごとに100円 | | |

- 2 実施年月日 平成24年11月2日から

- 3 その他

この告示の実施の際、現に大阪市立駐車場に自動車を駐車している者は、当該駐車に係る駐車時間のうち実施日前の部分については、この告示による改正前の平成22年大阪市告示第284号の規定による利用料金を出庫の際支払わなければならない。また合わせて、当該駐車に係る駐車時間のうち実施日以後の部分については、改正後の平成22年大阪市告示第284号の規定による利用料金を出庫の際支払わなければならない。

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1322号

大阪市立有料自転車駐車場条例(平成18年大阪市条例第87号。以下「条例」という。)第6条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟6階
大阪市建設局管理部自転車対策課
電話 06-6615-6683

- 2 業務の概要

- (1) 有料自転車駐車場の名称及び所在地

名称 大阪市立我孫子町駅自転車駐車場
所在地 大阪市住吉区我孫子西2丁目

- (2) 業務の範囲

ア 有料自転車駐車場の管理運営に関すること
イ 有料自転車駐車場及び附帯施設の維持保全業務

ウ 事業報告書等の提出

エ その他施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

(3) 管理の基準

ア 供用日及び供用時間

供用日 1月1日から12月31日

供用時間 午前0時から午後12時まで

イ 供用日及び供用時間の変更

設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、全部又は一部の供用を休止することができる。

ウ 個人情報の保護

本施設は公の施設のため、業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成25年5月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格

条例第8条の規定により、次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の指定申請は無効とする。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア (1)に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

4 手続等

指定管理予定者指定申請書を提出したもののの中から、条例第9条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決を経た後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の交付方法

平成24年11月5日（月）から平成24年11月19日（月）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の、午前9時30分から正午まで及び午後1時か

ら午後5時30分まで、上記1において無償により交付する。また、建設局のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理予定者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理予定者の指定を受けようとするものは、指定管理予定者指定申請書を持参により提出すること。

イ 指定管理予定者指定申請書の提出場所

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T CビルI T M棟6階

大阪市建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6683

ウ 添付書類

連合体の構成団体にかかる委任状及び結成にかかる協定書またはこれに相当する書類（連合体での申請のみ必要）

指定管理予定者指定申請にかかる誓約書

法人の概要

役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

印鑑証明書

指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）とする。

指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（最近3年度分。提出日において発行から3ヶ月以内のもの）

本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書（最近3年度分。提出日において発行から3ヶ月以内のもの）

自転車駐車場等の管理運営実績

障害者雇用状況報告書（厚生労働大臣の定める様式の写し。障害者法定雇用率未達成法人等は計画書。報告義務がない法人等は各種就労支援事業などを活用して平成23年度に雇用した人数を報告すること）

指定管理予定者の指定を行おうとする期間に属する年度の大阪市立我孫子町駅自転車駐車場の管理に関する事業計画書、収支予算書及び積算内訳書

選定結果通知用封筒一式（長形3号封筒に選定結果通知の送付先を

明記し、特定記録郵便相当分の切手（240円）を貼付したもの）

エ 受付期間

平成24年12月10日（月）及び平成24年12月11日（火）までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで

ただし、応募の法人等が2以下のときは、受付を平成24年12月18日（火）まで延長する（土曜日及び日曜日は除く。）。

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理予定者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理予定者は仮協定の締結に応じること

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

（建設局管理部自転車対策課）

大阪市告示第1323号

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号。以下「条例」という。）第21条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟10階
大阪市港湾局計画整備部振興担当
電話 06-6615-7767

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|-----------------|---------------------|
| 第3突堤北港湾労働者休憩所 | 大阪市港区海岸通4丁目5番5号 |
| 安治川1号港湾労働者休憩所 | 大阪市港区石田3丁目3番38号 |
| 安治川2号港湾労働者休憩所 | 大阪市港区石田1丁目5番41号 |
| 南港重量物ふ頭港湾労働者休憩所 | 大阪市住之江区南港北3丁目3番3号 |
| 北港白津ふ頭港湾労働者休憩所 | 大阪市此花区北港白津1丁目12番60号 |

(2) 業務の範囲

- ア 施設全般の管理運営に関する業務
- イ 付設駐車場の管理運営に伴う業務
- ウ 建物及び附属設備の維持保全業務

エ 施設を活用した事業の実施等

オ 事業報告書の提出

(3) 管理の基準

- ・ 休業日及び供用時間

施設の休業日及び供用時間については、条例第3条に基づき、条例の範囲内で施設の管理を行うもの（以下、「指定管理者」という。）が提案する事項とする。

なお、設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、又は、指定管理者が事業の実施等、施設の有効活用を図るにあたり必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休業日若しくは供用時間を変更することができる。

(4) 指定を行おうとする期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

3 申請資格

条例第23条の規定により、次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の指定申請は無効とする。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
ア (1)に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行うもの、その他暴力団との関与が認められ指定管理者として不適当と認められる法人等（適用にあたっては大阪市暴力団等排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。）についても選定審査の対象から除外する。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したもののの中から、条例第24条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理予定者として選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の交付方法

平成24年11月2日（金）から同月20日（火）まで（ただし、土曜日、日

曜日は除く)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により交付する。また、港湾局のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 提出書類

指定管理者指定申請書

連合体結成にかかる協定書またはこれに相当する書類

指定管理者指定申請に関する誓約書

法人等の概要

財産目録及び貸借対照表

事業報告書

損益計算書

法人等の事業計画書

法人等の収支計画書

役員の名簿

役員の履歴書

定款または寄附行為

印鑑証明書

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

本店所在地の市町村民税(東京都の場合は都民税)の納税証明書

法人の登記事項証明書

応募資格等を有していることが確認できる書類の写し等

施設の管理運営に関する事業計画書

管理運営にかかる業務の収支計算書

障がい者雇入れ計画書

エ 受付期間

平成24年11月27日(火)から平成25年1月8日(火)まで(ただし、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始(平成24年12月29日から平成25年1月3日)は除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 申請するものに要求される事項

(1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

(2) 指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する説明会に必ず参加すること

ア 日時 平成24年11月26日（月）午後1時から

イ 場所 大阪市港湾局 第8会議室
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟10階

ウ 参加申込 任意の様式にて担当に申込みこと

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
(2) 詳細は募集要項による。

(港湾局計画整備部振興担当)

大阪市教育委員会告示第36号

大阪市立此花図書館ほか7館は、大阪市立図書館規則（昭和36年大阪市教育委員会規則第12号）第2条第2項第2号の規定に基づき、図書の特例整理のため臨時休館する。

平成24年11月2日

| 館名 | 期 間 |
|--------|-----------------------------|
| 此花 図書館 | 平成25年1月29日（火）から同年2月3日（日）まで |
| 淀川 図書館 | |
| 東成 図書館 | |
| 阿倍野図書館 | |
| 福島 図書館 | 平成25年2月19日（火）から同年2月24日（日）まで |
| 島之内図書館 | |
| 生野 図書館 | |
| 旭 図書館 | |

大阪市教育委員会

委員長 矢野 裕俊

(教育委員会事務局 中央図書館)

大阪市教育委員会告示第37号

大阪市立城東図書館は、大阪市立図書館規則（昭和36年大阪市教育委員会規則第12号）第2条第3項の規定に基づき、平成24年11月6日（火）から平成25年1月末（予定）まで、建て替えに伴う仮移転準備のため臨時休館する。

平成24年11月2日

大阪市教育委員会

委員長 矢野 裕俊

(教育委員会事務局 中央図書館)

大阪市選挙管理委員会告示第25号

大阪市区選挙管理委員会規程(昭和22年大阪市告示第133号)の一部を次のように改正する。

平成24年11月2日

大阪市選挙管理委員会

委員長 中嶋勝規

第13条第6項中「総務課長」を「区の総務を所管する課長又はこれに相当する職にある者」に改め、同条第7項中「総務課長代理」を「区の総務を所管する課の課長代理又はこれに相当する職にある者」に改め、同条第8項中「総務課担当係長」を「区の総務を所管する課の担当係長又はこれに相当する職にある者」に改め、同条第9項中「総務課に勤務する」を「区の総務を所管する課の」に改め、同条第11項中「ほか、」を「ほか、委員長は」に改め、同条第9項の次に次の1項を加える。

特別の事情により第6項から前項までの規定により難しいときは、委員会は市委員会と協議のうえ、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(行政委員会事務局総務課)

大阪市選挙管理委員会告示第26号

大阪市区選挙執行本部規程(平成14年大阪市選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成24年11月2日

大阪市選挙管理委員会

委員長 中嶋勝規

第1条第4項中「前項」を「前2項」に、「協議のうえ、」を「協議のうえ、第2項に規定する班の体制及び」に改める。

第2条第5項中「総務課長」を「区の総務を所管する課長又はこれに相当する職にある者」に改め、同条第6項中「総務課長代理」を「区の総務を所管する課の課長代理又はこれに相当する職にある者」に改め、同条第12項及び第13項中「第7項」を「第8項」に改める。

第3条第3項中「参与する」を「関し必要な助言を行う」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 特別の事情によりこの規程により難しいときは、区委員会は市委員会と

協議のうえ、別段の取扱いをすることができる。

別表第2庶務班長の項及び選挙第1班長の項中「総務課担当係長」を「区の総務を所管する課の担当係長又はこれに相当する職にある者」に改め、同表選挙第2班長の項中「市民協働課担当係長」を「地域の振興に関する事務を所管する課の担当係長又はこれに相当する職にある者」に改め、同表選挙第3班長の項中「窓口サービス課担当係長」を「戸籍及び住民基本台帳に関する事務を所管する課の担当係長又はこれに相当する職にある者」に改め、同表選挙第4班長の項中「保健福祉課担当係長」を「保健福祉センターに関する事務を所管する課の担当係長又はこれに相当する職にある者」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(行政委員会事務局総務課)

公 告

大阪市公告第132号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545 - 8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス13階
環境局総務部総務課
電話 06 - 6630 - 3164

2 入札に付すべき事項

(1) 売払物品及び予定数量

古紙・衣類（北部環境事業センター分）

新聞 143,300kg

段ボール 59,400kg

紙パック 16,900kg

雑誌 10,900kg

その他の紙 36,500kg

衣類 96,800kg

古紙・衣類（中部環境事業センター出張所分）

新聞 65,200kg

段ボール 27,000kg

紙パック 7,700kg

| | |
|--------------------|-----------|
| 雑誌 | 5,000kg |
| その他の紙 | 16,600kg |
| 衣類 | 44,100kg |
| 古紙・衣類（東部環境事業センター分） | |
| 新聞 | 165,300kg |
| 段ボール | 68,500kg |
| 紙パック | 19,500kg |
| 雑誌 | 12,600kg |
| その他の紙 | 42,100kg |
| 衣類 | 111,700kg |

上記～の案件ごとに入札に付する。

(2) 売払物品の特質等

売払仕様書による

(3) 引取期間

平成25年2月1日から平成25年3月31日まで

(4) 引取方法

売払仕様書による

(5) 入札方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること

(6) 引取内容等についての説明

入札参加を認められたものは下記説明場所において引取内容等について説明を受けること

(説明場所)

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

環境局事業部家庭ごみ減量課 電話06-6630-3231

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 入札参加申出受付期限までに、契約管財局契約部物品等契約担当に対し売払入札参加の申請を行い、承認書の交付を受けていること

(3) 売払物品の全量について、適正処理及び再生利用ができること

(4) 入札参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと

(5) 入札参加申出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(6) 次の要件を充たす引渡場所を設けること

本市が指定する行政区内に引渡場所があること

引渡場所で、買受人の負担によるトラックスケール（計量法（平成4年法律第51号）第19条に基づく検査に合格しているもの）で本市搬入車両の計量及び計量伝票の発行が可能であること

小型四輪車（2t車）及び軽四輪車での搬入が可能であること

生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた古紙の再生に適する梱包施設を有すること

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること

売払品目ごとの計量、荷降ろしが可能であること

施設内において計量、荷降ろしが可能であること

売払品目が少量で、トラックスケールによる計量が困難な場合は、本市職員立ち会いのうえ、上皿はかり等で計量することが可能であること

効率的な搬入が行えるよう、計量器横へのボックス等の設置協力や荷降ろし作業への協力等の対応が行えること

本市職員等の手作業による荷下ろし及び本市搬入車両のダンプアップ等ダンプ操作に対応可能であること

搬入車両ごとに、搬入日時、売払品目ごとの引渡量が記載された計量伝票を発行することが可能であること

本市引渡量が受け入れ可能な能力を有すること（本市以外の受け入れ量と合わせて受け入れ可能な能力を有すること）

祝日を含む月曜日から土曜日の午前9時から午後5時の間、随時に引渡し可能であること。なお、本市から時間外の引渡を求めた場合には、可能な限り受け入れを行うこと

4 入札参加に要する書類

(1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）

(2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成24・25年度物品売払入札参加承認証の写し

平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー「入札・契約に関する情報を調べる 不用品売払入札のご案内 「平成24・25年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

(3) 処理施設の図面の写し（所在地・作業場所の明記があるもの）

(4) 使用する計量器について、計量法第19条に基づく検査に合格していることが証明できる書類の写し

5 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/）

21-Curr.html)

- (2) 入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

上記1

- (3) 入札参加申出書の受付期間

本公告の日から平成24年11月21日(水)午後5時30分まで

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時

平成24年12月7日(金) 午前10時

- (2) 入札執行の場所

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

予定価格以上で売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望するものは、平成24年11月21日(水)までに証明書等の提出をしなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

9 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項の規定に該当する入札

入札参加を認められた者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず引取内容等について説明を受けること。説明について主管局立会者の押印のない入札は無効とする。

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
(2) 本契約は単価契約とする。

- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(環境局総務部総務課)



大阪市公告第133号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
 A T Cビル I T M棟6階
 大阪市建設局総務部経理課
 電話06 - 6615 - 7540

2 入札に付すべき事項

| 売払物品 | 数量 |
|------------------------|-----|
| 深江橋ほか11自転車保管所古自転車等 - 8 | 12山 |

3 下見日時及び保管場所

| 下見日時 | 保管場所 | 所在地 |
|--|---------------------|----------------------------------|
| 11月26日 (月) 午前9時30分から 午後4時30分まで (ただし、午前11時30分から午後1時30分を除く。) | 深江橋保管所 | 東成区深江北1 - 3 附近 (地下鉄中央線高架下) |
| | 天王寺バイパス保管所 | 天王寺区南河堀町7 |
| | 新木津川大橋保管所 | 住之江区柴谷1 - 2 附近 (新木津川大橋高架下) |
| | 南港第2保管所 | 住之江区南港東2 - 4 先 (阪神高速道路湾岸線高架下) |
| | 下寺保管所 | 浪速区下寺3 - 6 |
| | 港工場保管所 | 港区福崎1 - 2 |
| | 嬉ヶ崎東保管所 | 此花区西九条5 - 1 |
| | 十三バイパス高架下保管所 南入口 | 北区大淀北1 - 4 |

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。
- 7 仕様書の交付方法
本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。
- 8 契約条項を示す場所
上記1に同じ
- 9 入札保証金
免除
- 10 契約保証金
契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付することただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 11 入札執行場所
ATCビルITM棟 6階 大阪市建設局入札室
- 12 入札執行日時
平成24年11月27日（火） 午前10時
- 13 入札の方法
- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること
- 14 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
- 15 入札の無効
大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- 16 落札者の決定
予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。
- 17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）

大阪市水道局公告第7号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年11月2日

大阪市水道局長 井上裕之

1 担当

〒559 - 8558

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

大阪市水道局総務部管財課 電話 06 - 6616 - 5462

2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品 | 数量 | 初度登録年月 | 車台番号 | 型式 |
|------|-------------------------|----|----------|--------------|----------|
| (ア) | 中古小型貨物自動車(キャブオーバー) 有姿引渡 | 1台 | 平成14年10月 | SK82T-300313 | TC-SK82T |
| (イ) | 中古小型貨物自動車(箱型) 有姿引渡 | 1台 | 平成15年2月 | VPE25-007936 | LC-VPE25 |
| (ウ) | 中古軽四貨物自動車(三方開) 有姿引渡 | 1台 | 平成17年2月 | HA6-1502707 | GBD-HA6 |
| (エ) | 中古軽四貨物自動車(三方開) 有姿引渡 | 1台 | 平成16年9月 | HA6-1502705 | GBD-HA6 |

(ア)～(エ)の物件ごとに入札に付し、すべて有姿引渡とする。

なお、売払物品の特質等は売払仕様書に記載しているが、入札に参加しようとする者は、必ず該当する物件の下見に参加すること

(下見の日時)

| 物件番号 | 下見の日時 | 下見場所 |
|---------|------------------------------|--|
| (ア)～(エ) | 平成24年12月5日(水) 午前10時から正午まで | 大阪市水道局 もと職員研修・防災施設用地 大阪市都島区中野町5丁目2番28号 (旧水桜会館) |

下見に参加する者は、必ず下見時間内に当局立会者の確認印を受けること

3 入札参加資格

- 本市の平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること
なお、承認を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部物品等契約担当に本市の平成24・25年度物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年12月4日(火)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。
- 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(入札参加に要する書類)

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する「平成24・25年度物品売払入札参加承認証」の写し(印影が明確に判別できるもの)

平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内の「不用品売払入札等のご案内」 物品売払入札参加申請書(平成24・25年分)の「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

4 入札用紙(物品買受申込書)及び仕様書の交付期限

本公告の日から平成24年12月4日(火)午後5時30分まで

交付時に「平成24・25年度物品売払入札参加承認証」の写しを提出すること

- 5 入札用紙（物品買受申込書）の交付方法及び場所
上記1にて無償で交付する。
- 6 仕様書の交付方法及び場所
上記1にて無償で交付する。また、大阪市水道局のホームページからダウンロード可能である。
大阪市水道局のホームページ 「入札契約情報」 「不用品売払・その他」 「不用品売払入札案件一覧（水道局）」（URLは次のとおりである。）
(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/84-Curr.html)
- 7 入札保証金
免除
- 8 契約保証金
落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること
落札者は当局が交付する納入通知書兼領収証書を用い、入札日当日の午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。ただし、入札日当日の午後5時までに契約金額の全額を即納される場合は、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第34条第1項第4号に基づき契約保証金の全部の納付を免除する。
- 9 入札執行場所
大阪市水道局 入札室（場所は上記1に同じ）
- 10 入札執行日時
平成24年12月6日（木）午前10時
- 11 入札の方法
 - ・ 物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。物品買受申込書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること
 - ・ 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること
- 12 入札に参加できない者
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ・ 入札書提出日において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
 - ・ 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当する者

13 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- ・ 大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第26条第1項各号のいずれかの規定に該当する入札は無効とする。
- ・ 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札は無効とする。
- ・ なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
（注1）入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について当局立会者の確認印のない入札は無効とする。
（注2）転売目的の場合、古物営業許可を受けない者のした入札は無効とする。
（注3）開札後落札決定までに、入札を行った者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- ・ 予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

14 転売目的で入札に参加する際の注意事項

転売目的で入札に参加しようとする者は、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物営業許可を受けていること

落札後速やかに、当局指定様式の誓約書とともに古物商許可証の写しを下記16売払物品に関する問い合わせ先の担当課まで提出すること

15 その他

- ・ 落札者が契約保証金を納付しなければならない場合、当局が指定する期限までに納付されなかったときは、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第30条第3項に基づき、落札を無効とする。
- ・ 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- ・ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ・ 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市水道局契約規程第26条第1項第1号に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

16 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

大阪市水道局総務部管財課（管財） 電話06 - 6616 - 5458

（入札・契約に関する問い合わせ先）

大阪市水道局総務部管財課（契約） 電話06 - 6616 - 5462

（水道局総務部管財課）

達

達第56号

大阪市事務専決規程（昭和38年達第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年11月2日

大阪市長 橋 下 徹

第2条の3第3号中「こと」を「こと。ただし、副市長に届け出ること」に改める。

第23条第4号中「こと」を「こと。ただし、区長の内国出張については、副市長に届け出ること」に改める。

附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。